

(第一類 第一號)

二九八

衆議院第百九十八回国会内閣委員会

議錄第十五号

伴うと思つておりますので、丁寧の上にも丁寧なことを重ねて運用をぜひ行つていただきたい。もちらん、そのシステムがダウンしないことが前提でありますけれども、そういうことで取組をお願いできればと思つております。

を国行政機関等に課しています。

最後に、大臣に伺いたいと思いますが、きょうは利便性と危険性の表裏一体の関係をどの辺で扱っていくのがどういうようなことについていろいろと質問させていただきましたけれども、先ほどろの韓国の例でいきますと、個人情報、クレジットカード会社が持っているものを、カードの変造、偽造を検知するようなシステムを委託していた会社の社員さんが情報を抜き取つて、一億件ぐらいの個人情報の流出があつたような、売つてしまつて流出があったみたいな話もありますし、先ほどアメリカのお話も出てきましたけれども、社会保険番号で一億四千三百万人分の個人情報が不正ア

そのため、それ以外にも、通信回線の暗号化とか、ソフトウエアを使うとか、いろいろあるんですねが、個人情報の保護を始めとした安全性や信頼性を確保するのは大前提で、その上で国民にデジタル化の恩恵を届けられるように全力を尽くしたいと思います。

○森田委員 どうもありがとうございました。

ぜひ、安全だけれども利便性を高めるという難しい課題でございますので、これからも議論を重ねていきたいというふうに考えております。

クセスにより抜き取られたというような事例もあるということと伺っております。

便利になるということは、その分、その番号がさらされることによって、ありとあらゆる情報が世の中にさらされてしまうというリスクもあるわけでございまして、個人情報の不正取得だとか不正な利用を厳しく追及していくたりとかいうことも含めて、あるいは制限することも含めて対応をとつていくことが必要かなと思いますけれども、ぜひ、国としての方針あるいは御決意というものを、最後、お聞かせいただければと思いま

す。

○平井国務大臣 御指摘のとおり、デジタル化に当たっては、個人情報の保護、そしてセキュリティーとトラストというものの確保が大前提になります。このため、個人情報の扱いについては、行政機関等個人情報保護法等の個人情報保護法制の規律に基づいて必要な処置を講じていくことになります。

そして、この法案においても、情報セキュリティーの確保のため、情報システムの整備に当たっては、情報セキュリティ対策を講ずる義務

○牧原委員長 次に、淺野哲君。  
○淺野委員 国民民主党の淺野哲でございます。  
私は、この内閣委員会では初めて質疑に立たせていただくんですが、きょうは皆さんタブレットを御利用ということで、私も初めてタブレットを使わせていただきました。  
先ほど岡本委員も、前日に練習をされたというふうにおつしやつておりましたけれども、私も実はきのう練習をしたときに、あることに気づきましたとして、複数の資料をこの中に入れて、それを素早く切りかえようとすると、なかなかこれはなれが必要なんですね。  
やはり、こういうのを使つてみないとわからないいいニーズ、課題というものは出てくるものだなといふふうに思つたんですけども、やはりその二つがあるからこそ、我々の社会、産業は進化をしていけるものだとも思いますので、今回このような、これまでと変わった手法で委員会を行う、そして社会も変えていくとというのは、非常に将来に向けた成長のきづかけになるというふうに思つておりますので、そういうふた思いを胸にきょうは質

デジタル化を起点として、民間部門や地方の取組の広がりへとつなげていくための戦略として、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を策定したということになります。こうした計画が実行されることにより、国民の皆さんに多くのメリットが行き渡ることが期待されるわけでありますけれども、まず一問目は、日本が目指す世界最先端デジタル国家というのはどういった国家像なのか、その全体像、そしてその中における本法案の位置づけを教えていただきたいと思います。

○平井国務大臣 質問ありがとうございます。

I T 戦略で掲げた世界最先端デジタル国家は、デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行を起点として、地方や民間部門のデジタル化を推進することにより、さまざまな社会問題を解決して、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会の実現を目指すものです。

その端緒として、本法案は、行政のあり方の原則を紙からデジタルに転換する、これが一番大きいところだと思います。単に過去の延長線上で今行政をデジタル化するのではなくて、デジタル

その意味で、日本流の、日本の高齢社会においても、皆さんのが安心して生活できるような、要するに、世界最先端のデジタル国家というものは今どきにも存在しませんので、そういうものを目指していきたい、そのように思っています。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、大臣がおっしゃっていたように、デジタルと紙の両方、いいところがあると。私も、ちょっと蛇足なんですが、今、タブレットを使って質問をしながら、答弁のメモは自分で紙に書いていたという、なかなかやはりこれは両方ないといけないのかなというのを、今ちょっと感じたわけであります。

デジタルはデジタルのいいところがあるということで、そこを最大限發揮していく環境をつくるというのがこの法案の趣旨であるうかというふうに思います。

続いて質問なんですが、では、この法案というのは、一定のデジタル化による効率化、生産性の向上というのも趣旨、主眼に置いているわけありますが、その効果について、見通しをお伺いしたいと思います。

問させていただきたいと、いろいろふうに思います。  
まず最初なんですが、全体的な話をさせていた  
だきたいと思います。  
まず、今現在、国際的なIT国家としての日本  
の位置づけなんですけれども、OECDデジタル  
エコノミーアウトルック二〇一七によれば、モバ  
イルブロードバンド普及率では、日本は現在世界  
第一位、そしてインターネット速度では第六位と  
いう位置づけだそうであります。二〇一七年の段  
階ですが。  
インターネットが社会の隅々にまで普及しつつ  
ある中で、インターネットを通じたデータの利活  
用推進が、我々の日々の生活、活動における利便  
性や生産性の向上、そして新たな産業の創出や就  
業機会の増大につながることが期待されるわけで  
あります。

本法案によつて、我が国が抱える少子高齢化、人口減少を始めとする社会課題にデジタル技術を最大限に活用して、チャレンジして、次の時代に承継できる社会基盤を築けるようにしようというふうに考えています。

経団連が言うソサエティー5・0とかそういうものも、サイバーとフィジカルがうまく、いいところを組み合わせて、過ごしやすい幸せな環境をつくるうということだと思います。

委員もきょうはタブレットをお使いですけれども、紙もタブレットも両方、いい面とそうじやない面もあるので、使い勝手のいいようにいろいろ組み合わせるということが必要だと思つていま

行政手続部会が平成三十年の三月に行つた集中点検の結果、税や社会保障や補助金申請、各種許認可申請などの手続に要する事業者の時間のコストが、年間三億四千七百一十七万時間、金額換算で八千八百三十一億円相当に上るという試算が出ております。

行政サービスをデジタル化することで、コスト削減効果は、毎年七千七百万時間、金額換算で一千九百五十八億円、削減率二二・二%程度あるだろうというふうに試算されておりますけれども、時間を削減する効果というのは当然予想されるわけですが、それ以外にもやはりメリットがあるのではないかというふうに感じます。

更に言えば、企業規模、大企業、中小企業、小規模事業者の方々、こうした方々に広くメリットがなければいけないと思つていていますけれども、そのあたりの効果の見通しについて御答弁を求めます。

○平井国務大臣 本法案は、国、地方、民間を含めた社会全体のデジタル化を目指すものであります。長期的には、社会全体の生産性向上に大きな効果があるものと考えています。

特に、行政手続のオンライン化に関して、効果を現時点で正確に算出することは難しいんですが、今後、情報システム整備計画の策定を通して、想定される効果としては、例えば、利用者は、行政機関への往復交通費、窓口への移動時間が、行政機関での滞在時間の削減などの効果が見込まれます。加えて、行政手続に係る負担が軽減されることで民間事業活動における生産性向上による経済効果も期待できますし、行政手続のオンライン化を機に民間部門のオンライン化も進展するものと期待をしています。

以上のことばは、一つ一つの行政手続において必要であった負担を軽減するものであるので、基本的に、企業の規模によって異なることなく、全ての企業において生じるものだと考えます。

本法案により国民があまねくデジタル化の恩恵

をこうむることができます。相当の効果を發揮することができます。

○浅野委員 やはり、あまねく効果を受けていただくことが非常に重要なかと思いますので、企業規模あるいはさまざまな社会的立場の方々にあせひ、今後、具体的な計画策定に当たっては、企業規模あるいはさまざまな社会的立場の方々にあまねく利益が及ぶよう、そういう配慮をしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移らせていただきますが、本当に大臣おっしゃるように、交通費が削減できる、移動時間滞在時間が削減できる、その削減した時間を使って本来やるべき仕事をやって、経済活動がこれまで以上に生産性が上がる、そういう効果はあると期待したいと思います。

○平井国務大臣 本法案は、国、地方、民間を含めた社会全体のデジタル化をを目指すものであります。長期的には、社会全体の生産性向上に大きな効果があるものと考えています。

特に、行政手続のオンライン化に関して、効果を現時点で正確に算出することは難しいんですが、今後、情報システム整備計画の策定を通して、想定される効果としては、例えば、利用者は、行政機関への往復交通費、窓口への移動時間が、行政機関での滞在時間の削減などの効果が見込まれます。加えて、行政手続に係る負担が軽減されることで民間事業活動における生産性向上による経済効果も期待できますし、行政手続のオンライン化を機に民間部門のオンライン化も進展するものと期待をしています。

以上のことばは、一つ一つの行政手続において必

要であった負担を軽減するものであるので、基本的に、企業の規模によって異なることなく、全ての企業において生じるものだと考えます。

○浅野委員 やはり、あまねく効果を受けていただくことが非常に重要なかと思いますので、企業規模あるいはさまざまな社会的立場の方々にあまねく利益が及ぶよう、そういう配慮をしていただきたいというふうに思います。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

本法案に基づきましてデジタル化を進めるに当たりましては、國民と行政機関のインターネットによる行政手続のオンライン化のみならず、行政の内部業務処理のデジタル化までを含めます。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

本法案に基づきましてデジタル化を進めるに当たりましては、國民と行政機関のインターネットによる行政手続のオンライン化のみならず、行政の内部業務処理のデジタル化までを含めます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今後策定する整備計画の中で具体的に検討していくことなんですねけれども、これは私、実感をしているところです。

○浅野委員 ありがとうございます。

今後策定する整備計画の中で具体的に検討していくことなんですねけれども、これは私、実感をしているところです。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、先ほど申し上げましたデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの中で、移行に関する節を設けまして記述をしています。

○浅野委員 ありがとうございます。

こうした情報システムを移行するに当たりまし

ては、現行の情報システムが管理をしております

各種データの新たな情報システムへの因循な移行

でございますとか、現行の情報システムで利用し

ていたアプリケーションの新たな情報システムで

聞いたんですが、やはりこういう情報システム、多くの人々の目に触れる、利用がされる、そういう普遍性の高いものになることが予想されますので、しっかりと、どの範囲をデジタル化してほしいのかというニーズ調査もきちんとやるべきだと思つてしております。

○浅野委員 やはり、あまねく効果を受けていただくことが非常に重要なかと思いますので、企業規模あるいはさまざまな社会的立場の方々にあまねく利益が及ぶよう、そういう配慮をしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移らせていただきますが、本当に大臣おっしゃるように、交通費が削減できる、移動時間滞在時間が削減できる、その削減した時間を使って本来やるべき仕事をやって、経済活動がこれまで以上に生産性が上がる、そういう効果はあると期待したいと思います。

○平井国務大臣 本法案によれば、どういう行政サービスのどの分野、どの範囲をこのデジタル化によって効率化していくべきなのかという観点をしっかりと見ておかなければいけないというふうに思いました。

すけれども、政府の資料によれば、行政サービスの一分野、どの範囲をこのデジタル化によって効率化していくべきなのかという観点をしっかりと見ておかなければいけないというふうに思いました。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

政府情報システムの整備、管理に関する手続、手順等を定めました政府共通のルールといった規範といふものを私ども策定をしているところです。各府省は、このガイドラインに基づきまして情報システムの整備を進めいくことを現時点ではあります。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、先ほど申し上げましたデ

ジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの中

で、移行に関する節を設けまして記述をしています。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

こうした情報システムを移行するに当たりまし

ては、現行の情報システムが管理をしております

各種データの新たな情報システムへの因循な移行

でございますとか、現行の情報システムで利用し

ていたアプリケーションの新たな情報システムで

ぜひ、そういったつくる側の声、そして使う側の声、これをしっかりとシステムの形に反映をしつつながつていくかと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

もう一つ伺いたいんですが、今、いろいろな声を聞きますということだったんですけども、システムをつくる側の方々のちょっと気にしているみたいというふうに思うんですけども、この点について御答弁をいただけますでしょうか。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

政府情報システムの整備、管理に関する手

続、手順等を定めました政府共通のルールとい

う規範といふものを私ども策定をしているところ

です。各府省は、このガイドラインに基

づきまして情報システムの整備を進めいくとい

うこととなつていてござります。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

このガイドラインにおきまして、個々の仕様の

対象となるデジタル化の範囲、どのように現在検討がされているのか、この点について御答弁を求めてます。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

本法案に基づきましてデジタル化を進めるに當

たりましては、國民と行政機関のインターネットによる行政手続のオンライン化のみならず、行政の内部業務処理のデジタル化までを含めます。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

このガイドラインにおきまして、個々の仕様の

対象となるデジタル化の範囲、どのように現在検

討がされているのか、この点について御答弁を求めてます。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

本法案に基づきましてデジタル化を進めるに當

たりましては、國民と行政機関のインターネット

による行政手續のオンライン化のみならず、行政の内部業務処理のデジタル化までを含めます。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

このガイドラインにおきまして、個々の仕様の

対象となるデジタル化の範囲、どのように現在検

討がされているのか、この点について御答弁を求めてます。

○宮政府参考人 お答え申し上げます。

このガイドラインにおきまして、個々の仕様の

の動作互換性の確保といったようなことも留意すべき点がございます。

こういったことも含めまして、先ほど申し上げましたガイドラインの中で、手筋という形でお示しをしているところでございます。

ようにも、そのガイドラインの確実な実施をお願いしたいというふうに思います。

続いて、次の質問なんですが、今回、情報システムデジタル化というのは、国のシステムについては義務化をされるけれども、地方自治体のシステムについては義務化まではいかないといふものであります。

体によって、うちには入れる、うちには入れないといつてのが各自治体の判断になるわけですけれども、そうすると、自治体単位でシステムの中身に差異が生じてくるのではないかということあります。

違ひがあるのは当然なんですけれども、その違いによつて、本来提供されるべきワントップサービスといいますか、それが阻害されるようなことになつてはこの法案の趣旨自体に反するものになつてしまひますので、これをしつかりと未然に防ぐことが大事になるうかと思います。

そこで、質問させていただきますけれども、情報システム仕様を、国の中のシステムあるいは自治体で使う際のシステム、このあたりに、ある一定の普遍性、一定の共通仕様、これを設けるべきではないかという声もあるんですけれども、これに対して、政府として今どのような考え方、どのような取組を行っているのか、御答弁をいただきたいと思います。

に民間事業者から意見招請を行うというふうに規定がされているところでございまして、政府機関の考え方だけではなく、民間事業者の声も踏まえつつ、より的確な情報システムの要件等を決定していくことになつてゐるものでございます。

今後は、政府内はもとより、御指摘の国、地方も含めたシームレスな情報連携、情報システムの共用化等が大変重要な要素になつてくるというふうに考えておりますので、その推進に当たりましては、情報システムの構築を担う民間事業者のわかりやすくそういう観点も踏まえつつ、政府ルールにのつとつて適切に進めていただきたいというふうに考へておるところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

ここまで二、三問で提起させていただいた課題については、いずれも、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインでしようか、このガイドラインに、ある程度その課題というのは盛り込まれているということなんですねけれども、であるからこそ、このガイドラインの周知、浸透、そして着実な実行というのがこれから非常に大事になつていくと思います。

このガイドラインの影響、対象となる主体というのは、今の話を伺う限り、情報システムをつくる側、そして使う側である自治体、そして民間事業者、かなり幅広い方たちがこのガイドラインを意識しながらこれまでの大きなシステムの移行に携わつていかなければいけないということで、このガイドラインの周知徹底という部分については、こうした今御指摘させていただきた部分、幅広い対象に浸透させなければいけないという部分について、ぜひ御配慮、実行をしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問なんですが、ここからちょっとセキュリティ関係の質問をさせていただきたいと申します。

るデータが信頼性のある環境で流通して、それが社会を豊かにしていく、そんなイメージなのかな? というふうに私は理解をしているんですけどね。それで、やはりウイズ・トラストというところが非常に大事だと思っていまして、いかに信頼、トラストを担保するのか、それをシステム的には運用面で担保するのかという部分についてお伺いさせていただきたいと思います。

まず伺いたいのは、ちょっと先ほど、森田委員の方からお成り済ましの防止策については質問させていただきましたので、私はそれを除いて、情報システム自体のサイバーセキュリティ対策と、そして、今回の改正によって、戸籍の除票等が、保存期間が五年から百五十年に延長されるという改正がなされました。これだけ長期間の保存を、しかも大変個人的な情報を含まれるわけですから、長期間にわたって保存しなければいけないということで、このシステムのサイバーセキュリティ対策、そして、長期間に及ぶ、そういった重要な情報を保管するに当たってのセキュリティ対策、この二点についてどのように対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの情報セキュリティの問題でございますけれども、本法案におきましては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、いわゆるNTSCが定めます情報セキュリティ対策のための基準に基づきまして、各府省において、行政手続のオンライン化に当たり、適切なアクセス制御やログ管理などをを行うことによりましてセキュリティ対策を講じていくこととしているところでございます。

また、長期保存の観点でのお尋ねがございまして、たれども、デジタルデータの性質を踏まえまして、定期的なバックアップを行ったり、保存性が向上した新しい記録媒体へのデータの移行、災害時に備えた遠隔地での保存、バックアップセンターの活用など、デジタルデータが確実に長期保存されるようにしっかりと対応してまいりたいと存じます。

○北崎政府参考人 住民票の除票につきまして、存じます。  
私の方から御答弁申し上げます。  
今回、デジタル手続法案におきまして、住民票を消除した後も除票として保存をしつつ、安全管理等の措置を講ずることを法文上明確化させていたしております。具体的には、市町村長は、住民票の除票等に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止等、適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとさせていただきます。  
また、仮に、住民票の除票の写し等を不正に取得した場合や、市町村職員が不正な利益を図る目的で職務上知り得た情報を提供、盗用した場合は、罰則を科することとさせていただいております。  
現在、住民票の磁気ディスクでの保存に当たりましては、既に、技術的基準を定め、その管理办法について規定しているところであります。が、住民票の除票につきましても同様に、技術的基準に明確に位置づけて、アクセス権限を限定し、ファイルの不当な使用の防止等の措置を講ずる等、適切に管理してまいりたいと考えております。  
以上でございます。  
○浅野委員 ぜひよろしくお願いします。  
統いて、今は保存されているデータ自体あるいはシステム自体のセキュリティ対策だったわけですから、今回の法案が実現されると、ワンストップサービスになりますので、一回政府に提供した情報あるいは民間事業者に提供した情報が政府あるいは異なる民間事業者に行くということで、データが流れますが、このデータフロー 자체もしっかりと保護していく必要があります。このデータ流通の信頼性を担保するために必要な後から振り返ったときに、データがどこに行つたのか、どういう経路で流れたのかというところをしっかりとさかのぼつていただける、これが一つ、このデータ流通の信頼性を担保するために必要なす。

条件ではないかなというふうに思うんですが、データフローに関する記録を行うべきだと私は思うんですけれども、この記録の必要性に対しても政府が今どのような見解をお持ちか、御答弁をいただけますでしょうか。

○平井国務大臣 まず、トレーサビリティーの話ということ。紙というのは基本的にトレースできなんですね。ですから、今回、電子化することによって一定のトレーサビリティーは担保できるということは間違ひありません。

一方で、やはり、これからタイムスタンプであるとかそういうものを厳格に運用することによって、情報のインテグリティーも一定担保できると思います。

これから官民のデータフローということもあるので、民間にも当然、データフローに対するセキュリティの意識を持つてもらわなきゃいけないということで、そういうことをトータルでやる

のが要するにウイズ・トラストという考え方で、社会全体のトラストを上げていくことがデータフローの基本になると思います。

○浅野委員 大臣みずから、データのトレーサビリティの必要性について言及をしていただきまして、本当に、ぜひ、私もそれは大変重要な思います。

しかも、これから、恐らくなんですが、ビッグデータの時代ですから、対象となるデータの数はどんどんふえていく、それをいかにトレースしていくのかというところにもまた、技術的な課題もありますし、運用面での課題もあると思いますので、政府には、ぜひそのあたりをしっかりと検討していただいて、國民が安心して國に情報を委ねられる、そんな環境をつくつていかなければいけないと思います。

最後になりますけれども、これを最後の質問にしますが、行政機関と、今回、民間事業者も連携をすることになるわけすけれども、民間事業者が参入するインセンティブ、あるいは民間事業者

に対する支援、これがどうあるべきなのか、政府の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。

ワンストップサービスへの民間事業者の参画に対するインセンティブというお問合せをいたしました

午後零時一分休憩

午後零時五十六分開議

○牧原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

質疑を続行いたします。山尾志桜里君。

サービスを例にとりましてお話をさせていただきたいと思いますけれども、引っ越しワンストップサービスでは、引っ越しをする利用者が引っ越しボーダルサイトにアクセスをした上で行政や民間の手続をオンラインで行うことを見定をしており、手続先の民間事業者は引っ越しボーダルサイトと情報連携を行うという必要があるところでございます。

引っ越しをされる利用者の方々は、この引っ越しボーダルサイトにおいて必要となる各手続を案内されるため手続の申請漏れが減るというようなことが期待される一方、手続先の民間事業者における手続きは、顧客の住所情報等の把握に係るコストを軽減できるというようなメリットがあるところです。

私もＩＴ総合戦略室におきましても、引っ越しワンストップサービスについて、一部の民間事業者の方々の協力を得ながら実証実験を予定をしているところでございまして、その結果をガイドラインとしてまとめてることで、民間事業者のワンストップサービスの参画を促す、検討に資するといふようなことで支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○浅野委員 時間が参りましたので終わりたいと思います。

ほかの委員会でもこのようにタブレットの利用が普及することを願つて、私の質問を終わりたい

と思います。

○牧原委員長 午後零時五十五分から委員会を開することとし、この際、休憩いたします。

では、この法案の整理を前提に、少し数でボリュームを聞きたいんですけど、この法案の対象となる法令に基づく行政手続というのは、国、自治体合わせて、オンライン化が既にされているものとされていないもの、合わせて何種類ぐらいあるのか、概数で結構ですのでお答えください。

○時澤政府参考人 現在、各府省からの回答を集計しております行政手続等の棚卸し調査というのがございます。今後の精査によって変わる可能性もある暫定的な数値でございますが、法令に基づく行政手続は約六万種類でございます。

○山尾委員 六万種類と私も聞きました。

それでは、この六万種類の中で、義務化の対象とされる國の手続というのは、およそ何種類になるんですか。

○時澤政府参考人 同じく暫定的な数値でございますが、法令に基づく行政手続のうち、オンライン化義務の対象となります國に対する申請及び当該申請に基づく処分通知の行政手続、約三万種類弱という感じでございます。

○山尾委員 半分弱が國ということで、では、この三万弱の手続のうち、オンライン整備が既にされているものはどれぐらいで、されていないものはどれぐらいあるんですか。

○時澤政府参考人 これも暫定的な数値でございますが、オンライン化義務の対象となる行政手続のうち、まず、オンラインで行うことができる國の行政手続は、約五千種類でございます。オンラインで行なうことができない國の行政手続は、二万件超という感じでございます。

○山尾委員 そうすると、既にオンライン整備ができるものが五千ぐらい、この法案が成立インで行なうことができない國の行政手続は、二万

件超という感じでございます。

○山尾委員 再度確認です。國以外に対しては努力義務ということですけれども、そうすると、法令ではなくて、条例や規則に基づく自治体なんかの手続はどうなるんですか。

○時澤政府参考人 地方公共団体の条例、規則に基づく手続でござりますけれども、これについては、やはり必要な措置を講ずるよう努めなければならぬということをございます。

○山尾委員 条例、規則の手続も努力義務の対象になつているということがこの法案の全体像であります。